

1 事業名

市道路線の変更

市道 1-218 号線

2 事業の概要

上記路線については、埼玉県による都市計画道路東京狭山線の築造工事に伴い、影響のある区間を廃止し、これに代わる道路を新設するため、道路法第 10 条第 2 項の規定に基づき市道路線の変更をするものである。

3 他自治体の類似する政策等

道路法に基づき、他の自治体においても市道路線の変更を実施している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

道路法

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

変更する路線の場所、延長及び幅員については、議案書添付の案内図のとおりである。